

「最速合格！1級電気工事施工管理技士試験 実地 25回テスト」 おわびと訂正

本書の掲載内容に下記の誤りがございました。ここに訂正させていただきますとともに深くおわび申し上げます。初版時からの訂正を載せております。お手持ちの本では修正されている可能性もございます。

頁	箇所	誤	正
59*	4-20 行目		常時監視しない変電所に関する規定が「電気設備の技術基準とその解釈」第 48 条に示されている。第 48 条 変電所に施設する変圧器の使用電圧に応じ、次の監視制御方式のいずれかにより施設すること ①簡易監視制御方式:技術員が必要に応じて変電所へ出向いて、変電所の監視及び機器の操作を行うものであること(100,000V 以下) ②断続監視制御方式:技術員が当該変電所又はこれから 300m 以内にある技術員駐在所に常時駐在し、断続的に変電所へ出向いて、変電所の監視及び機器の操作を行うものであること(100,000V を超え 170,000V 以下) ③遠隔断続監視制御方式:技術員が変電制御所又はこれから 300m 以内にある技術員駐在所に常時駐在し、断続的に変電所制御所へ出向いて、変電所の監視及び機器の操作を行うものであること(100,000V を超え 170,000V 以下) ④遠隔常時監視制御方式:技術員が変電制御所に常時駐在し、変電所の監視及び機器の操作を行うものであること(170,000V 超過)
82*	(5) 4 行目	第 37 条第 4 項	第 33 条第 1 項
82*	(5) 5 行目	4 過電流	過低圧電路に施設する電流

* 法改正に伴う訂正です。

以上